

インターネットでの情報提供資料
平成25年4月8日

所 属	大垣市総務部課税課
担 当	課長：寺嶋 (土 地) 主幹：加野、係：三輪 (家 屋) 主幹：高木、係：川崎 (償却資産) 主幹：近藤、係：早野
連絡先	81-4111 (内線) 367

平成25年度固定資産税・都市計画税の納税通知書の発送について

○ 固定資産税は、毎年1月1日現在で、大垣市内に土地、家屋及び償却資産（事業用の機械装置、器具備品など）を所有している方に対して課される市税です。また、都市計画税は、道路・公園・下水道整備などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に使われている目的税で、同じく1月1日現在で、市街化区域内の土地や家屋を所有している方に対して課税されます。

また、本市の一般会計歳入予算（平成25年度当初予算：553億7,000万円）の46.7%を占める市税（平成25年度当初予算：258億5,000万円）のうち、固定資産税は47.2%、都市計画税は7.9%に当たり、市の大変重要な財源となっています。

○ このたび、地方税法第342条及び第702条並びに大垣市税条例第36条及び第151条の規定に基づき、平成25年度固定資産税及び都市計画税を賦課し、平成25年4月1日に納税通知書を発送いたしました。

納期限は、第1期が平成25年4月30日、第2期が7月31日、第3期が12月25日、第4期が平成26年2月28日です。

1. 平成25年度固定資産税・都市計画税

(1) 課税対象

①固定資産税

土 地	納税義務者数	47,427 人
	課税標準額	352,537,300,740 円
家 屋	納税義務者数	47,637 人
	課税標準額	368,070,712,000 円
償却資産	納税義務者数	2,010 人
	課税標準額	128,103,589,734 円

②都市計画税

土 地	納税義務者数	38,135 人
	課税標準額	385,408,703,265 円
家 屋	納税義務者数	37,257 人
	課税標準額	309,858,127,900 円

(2) 課税額

①固定資産税

11,721,424,300 円

平成25年度(当初)	平成24年度(当初)	前年比増減
11,721,424,300 円	12,502,893,800 円	△781,469,500 円 (△6.25%)

②都市計画税

2,080,156,900 円

平成25年度(当初)	平成24年度(当初)	前年比増減
2,080,156,900 円	2,057,903,500 円	22,253,400 円 (1.08%)

(3) 納 期

第1期	平成25年 4月1日～平成25年 4月30日
第2期	平成25年 7月1日～平成25年 7月31日
第3期	平成25年12月1日～平成25年12月25日
第4期	平成26年 2月1日～平成26年 2月28日

2. 参考(固定資産税・都市計画税の概要)

(1) 課税の対象

固定資産税の対象は、市内にある土地、家屋及び償却資産(事業用の機械装置、器具備品など)です。都市計画税は、市街化区域内の土地・家屋に対して課税されます。

(2) 納税義務者

毎年1月1日現在、市内に固定資産を所有している方です。この所有者とは、土地については登記簿または土地補充課税台帳、家屋については登記簿または家屋補充課税台帳、償却資産については償却資産課税台帳に、それぞれ所有者として登記または登録されている方をいいます。

(3) 賦課期日

毎年1月1日

(4) 税 額

課税標準額×税率（固定資産税1.4%、都市計画税0.3%）

(5) 課税標準額

国が定めた固定資産評価基準に基づいて価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。

(6) 免 税 点

大垣市内に所有するそれぞれの資産の課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合は、その資産については固定資産税が課税されません。

土 地	30万円
家 屋	20万円
償却資産	150万円